

[平成16年第 1回 2月定例会-03月02日-05号]

◆14番（松坂知恒議員） おはようございます。市民・民主フォーラムの松坂でございます。

第146号議案，広島市病院事業会計補正予算，第152号議案，財産の減額譲渡について，第154号議案，和解について，いずれも，意見を付して賛成の討論を行います。

まず，第146号，広島市民病院医師による医療過誤にかかわる損害賠償金，1億2406万5000円を判決に基づいて支払うという議案ですが，市民病院医師から事情聴取を行い，また，先日，議案に対する質疑を行いました。

病院事業局の答弁にもあったように，現在，係争中の事件が8件あり，他都市との比較においても多い部類に属しているということです。なぜ訴訟が頻発するのかという問いに対し，病院事業局の答弁にも，病院医師からの事情聴取においても，明確な回答や理由説明はありませんでした。不幸な事件を反省することがなければ，同様の事件は繰り返され，市民の生命が守られないばかりか，市財政への圧迫から市民生活に損害を及ぼすことになります。大いなる反省を求めるものであります。病院の関係医師，職員は，今回の事件の反省に立って，賠償の求めに応じていただきたいと思います。

また，事故原因の究明と診療技術の向上，そして，医師，職員と患者さんとの人間関係の構築にも精力を注いでいただき，市民の信頼回復に努めることを強く要望しておきます。

また，第152号，第154号議案ですが，段原西部の土地区画整理事業の和解についての議案です。

広島市当局の努力により和解にこぎつけるに至ったことは，率直に評価したいと思います。しかしながら，平成10年10月の小宅地清算金を坪100万円とする換地計画案の縦覧によって，突如として混乱と信頼関係の破綻が引き起こされ，しかも，当初の約束である坪50万の清算金の説明については，そんな説明はしなかった，住民の聞き違いであるとの市当局の隠ぺいにより，その混乱は増幅されました。しかも，平成11年5月に，広島市当局による調査の結果，清算金は坪50万程度と説明してきたことが内部資料によって判明したにもかかわらず，坪100万円の換地計画案の変更を，市内部の意思不統一によって実行できなかったことは，まことに遺憾であります。

今回の和解に至る5年5カ月の間に，多くの小宅地地権者は亡くなりました。和解の日を迎えることなく，亡くなられた方々の無念さは筆舌に尽くしがたいものであると言えます。市民との信頼関係を崩壊せしめ，しかも，市みずからの過失を認めながらも，市民との和解に至るまで5年5カ月の長期間を要し，市民に多大なる苦痛を及ぼしたことを広島市は反省し，今後の市政運営に当たっての教訓とされることを強く求めまして，討論を終わります。

御清聴，ありがとうございました。（拍手）